

有害使用済機器を保管又は処分する事業者のみなさまへ

2018年4月より

# 都道府県知事等に届出が必要です

2018年4月1日時点で既に有害使用済機器の保管又は処分を行っている場合は、2018年10月1日までの届出が必要となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）の一部を改正する法律が2018年4月1日より施行されました。

※1：廃棄物処理法第24条の2に定める政令市長 ※2：届出義務に違反した者には、30万円以下の罰金

## 有害使用済機器の判別

有害使用済機器は、対象品目に指定された機器のうち、廃棄物ではなく、かつリユース（再使用）されないものを指します。



※使用を終了し、収集された機器（廃棄物を除く）のうち、その一部が原材料として相当程度の価値を有し、かつ、適正でない保管又は処分が行われた場合に人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

## 届出について

新規に有害使用済機器の保管又は処分を業として行う場合は、**事業を開始する10日前**までに届出が受理される必要があります。

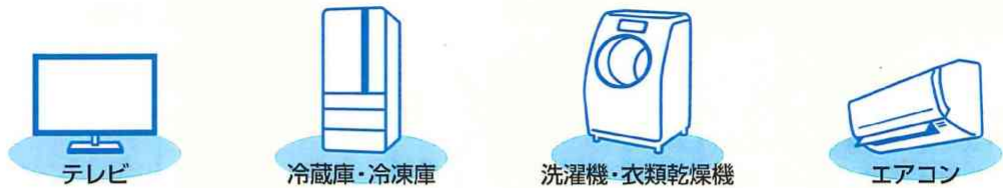
## 届出が不要な者

当該ヤードに係る廃棄物処理法の許可を持っている者など、生活環境保全上適切に扱えると考えられる者は届出が不要となります。詳しくは「有害使用済機器の保管等に関するガイドライン」を参照ください。

## 対象品目

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）に指定されている4品目と使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）に指定されている28品目が対象品目となります。（附属品含む）

### 家電リサイクル法対象品目 (4品目)



### 小型家電リサイクル法対象品目 (28品目)



ファクシミリ、PHS・スマートフォン、ラジオ、ビデオカメラ・DVDレコーダー、デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセット、パーソナルコンピュータ、磁気ディスク装置・光ディスク装置、ディスプレイ、電子書籍端末、電動モシン、電気グラインダー・ドリル、ヘルスメーター、電動式吸入器、フィルムカメラ、電子レンジ、電気除湿器、電気アイロン・掃除機、電気こたつ・電気ストーブ、電気かみそり、電気マッサージ器、ランニングマシン、電気芝刈機、蛍光灯器具、電子時計、電子楽器 等

※家庭用機器との差異について、現場での判断が容易ではないものに関し業務用機器においても対象となります。



## 廃棄物処理法改正の背景

鉛等の有害物質を含む、使用済電気電子機器と金属スクラップ等が混合された物（いわゆる雑品スクラップ）等が、環境保全措置が十分に講じられないまま、保管や処分されることにより、火災を含む生活環境保全上の支障が生じており、対応の強化が必要となっています。



## 有害使用済機器の保管・処分の基準

有害使用済機器保管等業者は、基準を遵守し適正に保管又は処分を行うことにより、生活環境上の影響を防止する必要があります。以下の図に基準の概要を示します。

### 飛散・流出防止

屋外で容器を用いずに保管する場合は、強風時等に有害使用済機器やその一部が飛散・流出するおそれがあり、フェンスを設けるなど保管の状況に応じて対策する必要があります。

### 火災・延焼防止

有害使用済機器をそれ以外の物と分別する他、電池等の火災発生源となる可能性がある物の分別等を行う必要があります。

### 保管高さ

屋外で容器を用いずに保管する場合は、環境省令で定められた高さを超えないようにする必要があります。

### 生じた廃棄物の適正処理

有害使用済機器の保管又は処分を行う際に発生した廃棄物は、廃棄物処理法の基準にしたがって適正に処理する必要があります。

### 処分における火災防止

処理設備に投入する有害使用済機器の中に処理に適さないものが含まれていないことを連続的に確認することや、万が一火災が発生した場合の初期対応として消火器を設置する等の措置を講じる必要があります。

### 囲いの設置

みだりに人が入り込まないよう、また機器やその一部が周辺環境へ飛散・流出しないように囲いを設け、保管の位置を明らかにする必要があります。

### 土壌・地下水汚染防止

油の漏洩や汚水の発生・流出等により、公共水域、土壌や地下水の汚染のおそれがある場合は、油水分離槽や排水溝の設置、コンクリート敷設を行うなどの措置を講じる必要があります。また、蛍光管等特に有害性が高い物質を含む部品等は適正に回収し処理する必要があります。

### 公衆衛生の保全

事業場内の整理整頓や清掃を行い、悪臭の発生や害虫の発生等を防止し、公衆衛生の保全を行う必要があります。

### 掲示板の設置

有害使用済機器の保管場所である旨、管理者の氏名又は名称、連絡先、保管又は処分の別、保管品目、最大保管高さなど、必要な事項が表示された掲示板を設ける必要があります。

### 生活環境の保全

搬入搬出に伴う車両の走行、車両からの積卸し、積みみや処分時の重機の稼働等による騒音・振動等により生活環境保全上悪影響を及ぼさない様な措置を講じる必要があります。

## お問い合わせ

有害使用済機器の保管や処分に関する届出については、お近くの都道府県・政令市にお問い合わせください。

【本チラシに関するお問い合わせ先】 環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課 電話：03-3581-3351

詳しくは有害使用済機器の保管等に関するガイドラインをご参照ください。(http://www.env.go.jp/recycle/waste/laws/kaisei2017/index.html)